

## 北上市避難者職業技能資格取得支援助成金交付について

北上市では、東日本大震災の影響で北上市に避難されている方の再就職やスキルアップを支援することを目的に助成金を交付します。

助成金を希望される方は交付申請が必要となります。下記を御確認のうえ申請してください。

### 記

1, 対象者 助成金の交付対象者は、北上市避難者データベースに登録されている方で、次の条件に該当する人。

- ① 現在失業中で求職活動を行っている方。
- ② 非正規雇用（パート、アルバイト、期間雇用等）で就労している方。

2, 対象経費 離職者訓練や技能資格取得講座の受講にあたり、自己負担経費として受講先に支払った経費。（公的な機関が実施するものに限り。）



- ① 教材費及び受講に必要な物品の購入費用
- ② 資格取得講座の受講費用
- ③ 訓練終了後に受験する資格試験の受験料



3, 交付金額 助成金は、経費として実際に支払った金額分（上限3万円）を交付します。  
※尚、助成金の交付は申請者につき1回限りとなります。  
※申請時に指定いただく口座に振り込みます。

4, 交付の申請 申請者は技能資格取得講座終了後、別紙（2枚目）の避難者職業技能資格取得助成金 申請書兼請求書と、次の関係書類を添付して市長に提出してください。

- ① 対象経費（対象経費の①～③）の支払いを証明する領収書等の書類
- ② 訓練等の内容がわかるチラシや募集要項等

5, 助成取り消し 尚、助成金の交付を受けた者が次のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定を取り消します。

- ① 偽りその他不正の手段により、助成金の交付を受けたとき。
- ② その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。



### 問合せ先

北上市企画部政策企画課  
沿岸地域被災者支援室

電話 64-2111（内線 3595.3596）